

京都市勧業館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第103号）

（産業観光局商工部産業総務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により，消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い，京都市勧業館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため，現行の利用料金に引き上げ分105分の3を乗じて得た金額を現行の利用料金に加えた金額に改正することとしました。

この条例は，平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市勧業館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第103号

京都市勧業館条例の一部を改正する条例

京都市勧業館条例の一部を次のように改正する。

116,550 ^円	119,880 ^円
37,800	38,880
60,900	62,640
19,740	20,304
319,200	328,320
103,740	106,704
243,075	250,020
78,960	81,216
162,225	166,860
52,710	54,216
81,375	83,700
26,460	27,216
315,000	324,000
102,375	105,300
160,125	164,700
52,080	53,568
22,050	22,680
7,140	7,344
12,600	12,960
4,095	4,212
11,025	11,340
3,570	3,672
29,400	30,240
9,555	9,828

別表第2備考以外の部分中

16, 275
5, 250
14, 175
4, 620
2, 205
735
3, 255
1, 050
4, 830
1, 575
2, 310
735
4, 830
1, 575
5, 145
12, 075
18, 060
18, 165
1, 470
3, 465
5, 040
5, 145
2, 310
5, 355
7, 770
7, 875
2, 940
6, 825
10, 185
10, 290

を

16, 740
5, 400
14, 580
4, 752
2, 268
756
3, 348
1, 080
4, 968
1, 620
2, 376
756
4, 968
1, 620
5, 292
12, 420
18, 576
18, 684
1, 512
3, 564
5, 184
5, 292
2, 376
5, 508
7, 992
8, 100
3, 024
7, 020
10, 476
10, 584

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市勧業館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局商工部産業総務課)